

業 務 仕 様 書

1 業務名

官民連携の推進に向けた調査・研究及び指針素案策定業務

2 背景・目的

札幌市は、人口減少、少子高齢化の進展や市場規模の縮小、低水準の市民所得等多くの課題を抱えるほか、デジタル化の進展や環境対策への対応、SDGs の実現などに取り組むことが求められており、行政のみでこれらの課題解決を図ることがますます困難となっていくことが見込まれる。

このような中、各自治体においては、平成 11 年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に端を発し、現在では、社会情勢の変化に伴う行政課題等の複雑化・多様化に伴い公民双方の対話により、新たな価値をともに創出する公民連携を推進する動きが活発化している。

このことから、札幌市においても、民間のポテンシャルをより効果的に活用する仕組みを構築し、多様な主体と連携して取り組みを進めるため、他都市の事例や自治体、民間などの調査・研究を通じ、札幌市ならではの官民連携を推進するための取組や指針を検討するための基礎資料の作成を目的とする。

3 業務内容

目的を達成するため以下の業務を総合的に実施するものとする。

(1) 官民連携の推進に向けた調査・研究業務

札幌市の現状や他自治体の事例、民間事業者等の意見等について調査・分析し、本市の官民連携を推進するために必要な方向性、取組の提案を含めた報告書を作成する。

ア 内容

(ア) 他都市事例の調査・分析

官民連携の推進において民間事業者等からの提案を一元的に受け付ける総括窓口（以下「官民連携窓口」という。）を設置するなど、先行した取り組みを行っている他自治体を調査し、官民連携の推進体制（組織体制、所管事務、民間人材の活用等）、官民連携制度の運用方法をはじめ、各自治体で作成している官民連携の推進に向けた指針（ガイドライン等を含む。）の概要、効果、課題等を整理・分析すること。

なお、調査対象は、原則、官民連携窓口を設立している政令指定都市とし、最低 3 自治体以上に行うこと。自治体の選定においては委託者と協議のうえで決定すること。

(イ) 民間事業者等に対する調査の実施

民間事業者や学識経験者等を対象としたヒアリング調査により、本市の地域特性を踏まえた官民連携の課題等を把握し、整理すること。なお、調査対象の民間事業者等は最低 10 者以上とし、選定にあたっては、受託者によって候補者を選定後、委託者と協議のうえで決定すること。

また、ヒアリング調査においては、原則として受託者が日程等の調整を行い、業務の進捗に影響が出ない範囲において委託者の職員が同行するものとする。

(ウ) 札幌市における官民連携の推進に関する課題の整理

委託者との協議等を踏まえながら、札幌市における官民連携手法の現状を調査するとともに、官民連携の推進に関する課題を整理すること。

(エ) その他必要と考えられる事項の調査

上記(ア)～(ウ)のほか、必要に応じ、官民連携の推進に向けて必要な方向性及び取組を検討する上で必要な調査を行うこと。

(オ) 官民連携の推進に向けて必要な方向性及び取組の提案

他自治体の事例等の調査を通じ、本市が官民連携を推進する上で必要な方向性及び取組等を提案すること。

なお、官民連携窓口の設置に関する提案（仕組み、体制等）は必須とする。

(カ) 官民連携の推進に向けた庁内会議支援

官民連携の推進体制等を検討する庁内会議の運営支援として、上記(ア)～(オ)の調査・研究状況について庁内会議で使用する資料、会議の議事録作成等を行う。なお、会議は 7 回程度を想定しており、会議場所の確保や日程調整、会議の進行は委託者が行うものとする。会議の実施時期については、委託締結後、委託者が別途指示する。

イ 実施時期

中間報告 : 令和 5 年 9 月 29 日(金)

成果物納品 : 令和 5 年 11 月 30 日(木)

ウ 成果物

(ア) 納品物

名称	形式	数量	備考
調査報告書（本書）	電子データ（Word、Excel 等、Microsoft office 2013 以降のファイル形式）	一式	CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。
	印刷物（A4）	10 部	

調査報告書(概要版。本書をA4資料 1~2 頁程度にまとめたもの)	電子データ (Word、Excel 等、Microsoft office 2013以降のファイル形式)	一式	CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。
-----------------------------------	---	----	-------------------------------

(イ) 納品場所

まちづくり政策局政策企画部企画課産学官連携担当係(札幌市役所本庁舎5階)

エ 留意事項

本業務に係る成果物については、納品後、委託者において公表する予定であることに留意すること。

(2) 官民連携推進に向けた指針素案作成業務

上記(1)を踏まえながら、札幌市の官民連携を推進させるため、行政及び民間が相互に理解を深め、官民連携に関する基本的な考え方を共有することができる官民連携指針の素案を作成する。

ア 必要な観点

指針素案策定にあたっては以下の観点を盛り込むこととする。

- (ア) 官民連携の背景・目的・目標とする姿
- (イ) 官民連携の手法や実現するためのプロセス
- (ウ) 官民連携の推進に係る本市職員の行動指針
- (エ) その他官民連携を推進するために必要な事項

イ 民間事業者及び庁内会議等の意見等を踏まえた修正

本市が官民連携指針(案)に対する民間事業者や庁内会議等の意見聴取などを行う際、意見聴取に必要な資料作成や印刷等の準備、意見聴取当日の議事録作成の補助を行うこと。

ウ 実施時期

- 一次提出 : 令和5年9月29日(金)
- 二次提出 : 令和5年11月30日(木)
- 成果物納品 : 令和6年3月29日(金)

エ 成果物

(ア) 納品物

名称	形式	数量	備考
官民連携指針(案)	電子データ (Word、Excel 等、Microsoft office 2013以降のファイル形式)	一式	CD-R、DVD-R、電子メールいずれかの提出方法による。

	印刷物 (A4)	10 部	
--	----------	------	--

(イ) 納品場所

まちづくり政策局政策企画部企画課産学官連携担当係 (札幌市役所本庁舎 5 階)

オ 留意事項

(ア) 構成は本市と協議のうえで決定すること。

(イ) 内容は可能な限り図解し、市職員、民間事業者等が双方理解しやすいものとする。

4 業務履行期間

契約締結日から令和 6 年 (2024 年) 3 月 29 日 (金)

5 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、

本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(6) 事故等に対する対応

本業務に関する事故等については、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により、適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

7 委託担当部局

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課 産学官連携担当係（担当：渡邊、岡田）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側

電話：011-211-2347 E-mail：sangakukan@city.sapporo.jp